

2024年度
甲南大学小学校教諭免許取得プログラム
貸与奨学生募集要項

甲南大学学生生活支援センター

■ 目的

この奨学金は、甲南大学に在学する学部学生が小学校教諭免許取得プログラム（以下「小学校教免プログラム」という。）を履修するにあたって、経済的理由により受講が困難な者に対し、学資を貸与することを目的としています。

■ 貸与額

当該年度の小学校教免プログラムの受講に要する入学金・登録料、受講料、手数料等の範囲内とします。ただし、スクーリング旅費は含みません。なお、在学中に60万円を超えて本奨学金の貸与を受けることはできません。

■ 貸与期間

当該年度限りです。次年度以降に貸与を希望する場合は、年度ごとに申請する必要があります。但し、貸与回数は3回を限度とします。

■ 申請資格

【対象者】学部2年次以上であって、学業の継続に本奨学金の貸与が必要と認められる者

（日本学生支援機構奨学生、その他の奨学生、学費減免対象者も可）

【家計基準】日本学生支援機構第二種奨学金の収入基準に準拠します。

■ 返還

卒業、退学又は除籍の月の翌月から起算して6箇月目にあたる月が属する年の12月から開始するものとし、毎年12月25日を期限とします。返還は年払いとし、年間返還額は貸与総額の10分の1とします。ただし、繰り上げて返還することができます。

⑨期限内の返還は無利息。但し、返還が遅延した場合は延滞利息が発生します。

■ 返還免除

学校教育法等に定める学校のうち小学校の専任の教員に就いて、満2年以上の継続勤務を経たときはその返還未済金の全部又は一部について返還免除の申請をすることができます。

■ **申請書類** ㊤提出された書類は、お返しできません。

(1) 「2024年度甲南大学小学校教諭免許取得プログラム貸与奨学金申込書（大学所定様式1-1）」及び「申込書別紙（大学所定様式1-2）」各1部

(2) 所得に関する書類 ⇒ **①と②は両方提出が必要です。**

①**所得・課税（非課税）証明書（市区町村役場で発行）**【原本を提出】

※最新年度のものを発行。所得の有無にかかわらず、父母それぞれ必要。

②**2023年分/令和5年分の源泉徴収票又は確定申告書（控）（第一表・第二表）等、収入（所得）を証明する書類**【コピーして提出】

※次頁「**収入（所得）を証明する書類**」に基づき提出すること。父母それぞれ必要。

(3) 学業成績証明書（学内証明書発行機で発行）【原本を提出】

(4) 小学校教免プログラムの費用を証明できる書類

次の(A)及び(B)の書類を別紙「大学所定様式1-3」に貼付すること。

(A) **当該年度の小学校教免プログラムの受講に要する入学金・登録料、受講料、手数料等の振込依頼書等（明細がわかるもの）**【コピーして提出】

(B) 次の(ア)又は(イ)

(ア) **振込金領収書**【原本を提出】

(イ) **口座振替（自動払込）されたことが確認できる預金通帳の該当頁のコピー** ㊤該当箇所にマーカーを引くこと

収入（所得）を証明する書類（父母それぞれ必要）

※該当する収入（所得）にチェックを入れて、該当する書類を全て提出して下さい。

該当する収入（所得）にチェック（父）	該当する収入（所得）にチェック（母）	収入（所得）の種類	収入（所得）を証明する書類
		事業所得・不動産所得・利子・配当所得・雑所得	・2023年分の確定申告書（第一表と第二表）（控）のコピー
		給与収入（2023年以前より同じ勤務先にて継続的に収入を得ている場合）	以下のいずれかの書類のコピー ・2023年分の源泉徴収票（勤務先より発行） ・2023年分の確定申告書（第一表と第二表）（控）
		給与収入（2024年以降に、就職・転職がある場合）	・2024年分の収入見込み証明書※の原本（職場より発行） ※提出できない場合は、直近の給与明細書等、直近の収入（所得）を証明する書類のコピーに、次のとおり記載すること。 →賞与あり：平均月収×15ヶ月＝●●円 →賞与なし：平均月収×12ヶ月＝●●円
		雇用保険基本手当の失業給付（失業手当）を受給中	・雇用保険受給資格者証のコピー（ハローワークより発行）
		傷病手当金	・傷病手当金通知書のコピー（全国健康保険協会等より発行）
		年金（遺族年金を含む）	以下のいずれかの書類のコピー ・年金振込通知書 ・年金額改定通知書
		生活保護	・生活保護決定（変更）通知書のコピー（住所地の市区町村福祉事務所より発行）
		その他上記以外の公的手当等	・受給金額が記載された通知書のコピー
		無職で無収入	【様式】収入に関する事情書（大学所定様式）

- **申請方法** 学生生活支援センター奨学金係（iCommons 2F）へ申請書類を持参（郵送不可）

- **スケジュール**

（1）申請期間：**6月10日（月）9時 ～ 6月15日（土）13時**

受付時間：平日9時～18時、土曜日9時～13時、日曜祝日は閉室します。

※提出時に書類を確認します。閉室時間の30分前までに来室してください。

（2）結果発表：7月中旬頃、MyKONANで通知

（3）採用説明会：採用手続きの説明をします。

（4）採用手続き：採用手続きの完了をもって、正式採用とします。

- **採用手続きに係る必要書類**

- ・奨学金借用証書（大学指定の様式）※連帯保証人の署名捺印が必要です。
- ・連帯保証人（原則として父母いずれか）の印鑑登録証明書
- ・三井住友銀行の本人名義の口座情報が分かる次のいずれかのコピー（預金通帳の口座情報が記載された頁、キャッシュカード）

- **奨学金の振込**

手続き完了後、7月下旬頃を予定しています。（手続き状況により、振込時期が変わることがあります。）

申込書 記入上の注意

- 申込書は必ず申込者本人が記入し、記入事項について質問されたら答えられるようにしておいてください。
- 黒のボールペンで記入してください。消えるペンは使用不可。
- 印鑑について、シャチハタ、スタンプ印、ゴム印等は使用不可。
- 印鑑は鮮明に押してください。印影が薄い、欠けているなどの状態では書類を受理することができません。
- 誤って記入した場合は、訂正箇所を二重線で消し、線にかかるとともに本人の印鑑（保証人の自署押印欄は保証人の印鑑）を押して余白に正しく書き直してください。修正テープ・修正液等は使用不可。

【訂正例】



申込書（大学所定様式1-1）

《本人および保証人情報》

本人および保証人の住所は現住所を記入してください。

保証人は大学に届けている保証人（原則として父母）と同じ方です。事情により異なる方を保証人にする必要がある場合は、事前に学生生活支援センターにご相談ください。

保証人欄の住所は、本人住所と同じでも「同上」と省略せず記入してください。

本人と保証人の印鑑は、それぞれ印影の異なるものを使用してください。

《家庭事情》

奨学金が必要である家庭事情を具体的に記入します。特別控除（別紙「大学所定様式1-2」⑤～⑨）に該当する場合は、その事情も含めて記入をしてください。

申請時に詳細を伺います。申請者本人が家庭事情を理解して記入してください（記入例参照）。

《今回貸与希望額》

当該年度の受講に要する入学金・登録料、受講料、手数料等（スクーリング旅費は含まない。）の範囲内の金額を上限とします。振込手数料は計上できません。

《借用総額》

今年度の貸与希望額と、昨年度までの借用金額の合計額を記入してください。

《内訳》欄には年度ごとに貸与を受けた金額を記入してください。

《今回貸与希望額内訳》

今回貸与希望額の内訳を記載してください。

振込手数料は計上できません。

手数料等にスクーリング旅費は含みません。

大学所定様式1-3の証明書№記入欄に記入した番号を、該当する費目に記入してください（複数の費目に該当する場合は、該当する費目全てに記入してください）。

スクーリング受講料・科目履修料は、受講料の費目に計上してください。在籍するため、継続するために必要な費用は、登録料に計上してください。

《本学における休学・除籍等の異動の有無》

（有・無）のいずれかに○をつけてください。

有の場合は、下欄に記入してください。

《総修得単位数》

総修得単位数はMyKONANや学業成績証明書で確認することができます。MyKONANでの確認方法は「履修ガイドブック」を参照してください。

入学時から現在までに修得した累積修得単位数を記入してください。

《誓約》

申請者本人の直筆で署名し、申請者本人の印鑑を押してください。

申込書別紙（大学所定様式1-2）

《同一生計の家族》

同一生計（同居・別居は問いません）の家族について記入してください。

就学者（就学前の弟妹を含む）と就学者以外の方に分けて記入し、該当項目に✓をしてください。特別控除④は、後述の「**家計基準の判定について**」を参照してください。

年齢は、申請時点での年齢を記入してください。

就学者以外の方については、職業及び収入源を全て記入してください。

《特別控除》

後述の「**家計基準の判定について**」を参照してください。

《生計維持者の収入状況》

父母がいる場合は父母それぞれの収入状況を、ひとり親の場合は本人と生計を共にしている父又は母の収入状況を、父母が両方ともいない場合は父母に代わって家計を支えている人の収入状況を記入してください。

後述の「**家計基準の判定について**」で、金額の算出方法を確認し、該当する全ての項目について金額を記入してください。

該当しない項目については空白にせず、「0（万）円」と記入してください。

家計基準の判定について

- 次ページの<家計基準判定フロー（Step1～5）>に従って、生計維持者の収入（所得）を確認し、家計基準の判定を行います。
- **生計維持者とは**

状況	生計維持者
父母ともにいる （別居している場合、無職無収入の場合も含む）	父母（2名）
ひとり親世帯（離婚、死別）	父または母（1名）
父母がおらず、親族（祖父母や兄弟等）が生計を維持している。	主に支援している親族（1名）
児童養護施設入退所者、 里親による養育を受けている（受けていた）者	申請者本人（1名） （注）参照
その他	個別の事情を伺い判断いたします。 事前にご相談ください。

（注）児童養護施設入退所者は「施設在籍証明書」（施設長より交付）を、里親による養育を受けている（受けていた）者は「児童（里親）委託証明書」（児童相談所より交付）を提出してください。なお、この場合、**申請者は「無収入」とみなします**。「申請書」（大学所定様式1）の「8. 生計維持者の収入状況」については全て、「0円」と記入してください。

<家計基準判定フロー>

Step1 : 「A:特別控除額」の計算

「特別控除額一覧」の①～⑨について、該当する項目の合計金額が「A：特別控除額」です。すべての項目を確認し、「申請書」（大学所定様式1）の「7. 特別控除」に金額を記入してください。なお、該当しない項目については空白にせず、「0円」と記入してください。

■ 特別控除額一覧

（注）⑥～⑨の項目については、証明書類の添付が必要です。証明書類の提出が出来ないものについては、控除を受けられません。証明書の添付が不要な①～⑤については、控除額に必ず含めてください。

①本人の授業料（万円単位で記入）

	2年次	3年次以上
文学部	115万円	83万円
経済・法・経営学部	111万円	83万円
理工・知能情報学部	157万円	116万円
マネジメント創造学部	122万円	80万円
フロンティアサイエンス学部	174万円	111万円

②本人の通学形態（万円単位で記入）

自宅通学	37万円
自宅外通学	84万円

■ 特別控除額一覧（続き）

③ 子供が2人を超える世帯（万円単位で記入）

$$\left(\text{「子供の人数」} \times 1 - 2 \right) \times \left(\text{「本人控除額」} \times 2 + 50 \text{万円} \right) = \text{控除額}$$

※1：「子供の人数」は本人を含む、就学者または就学前の子の人数。

※2：「本人控除額」とは、「①本人の授業料」と「②本人の通学形態」の控除額の合計額です。

④ 就学者のいる世帯（本人を除く）（万円単位で記入）

就学前		0円		
小学校		31万円		
中学校		46万円		
		自宅通学	自宅外通学	
高等学校	国・公立	39万円	69万円	
	私立	88万円	118万円	
高等専門学校	1～3年次	国・公立	39万円	
		私立	88万円	
	4・5年次	国・公立	43万円	
		私立	87万円	
大学・大学院・短期大学	国・公立	74万円	121万円	
	私立	133万円	180万円	
専修学校	高等課程	国・公立	39万円	
		私立	88万円	
	専門課程	国・公立	36万円	81万円
		私立	102万円	147万円

■ 特別控除額一覧（続き）

⑤ひとり親世帯（万円単位で記入）

控除額99万円

以下の世帯は「ひとり親世帯」と同額の控除を受けることができます。

- ・ 18歳未満の子※1の世帯
- ・ 祖父母と18歳未満の子※1の世帯
- ・ 父または母と18歳未満の子および60歳以上で経済力のない※2祖父母の世帯
- ・ 配偶者のいない兄弟と18歳未満の子※1の世帯
- ・ 配偶者のいない兄弟と18歳未満の子※1及び60歳以上で経済力のない※2祖父母の世帯

※1 18歳以上の就学者（本人を含む）および長期に療養を要する、心身に障がいがある等で、経済力がない人（自ら働いて得る収入が少ないために、当該者の家族等の支援が無ければ、衣食住の生活が困難である人）は、18未満の子として取り扱う。

※2 所得税法上の所得金額が50万円以下

⑥障がいのある人がいる世帯（本人を含む）

（万円単位で記入）★証明書必要★

障がいのある人1人につき控除額99万円

★証明書類★

- ・ 障害者手帳等のコピー

■ 特別控除額一覧（続き）

⑦ 生計維持者が別居している世帯（万円単位で記入）

★ 証明書必要 ★

父もしくは母（父母がいない場合はこれに代わって生計を維持している者）が申請日時点で別居している場合、別居のために特別に支出している金額（住居費、光熱・水道費、家具・家事用品の実費）に限り控除の対象とします。詳しくは、「生計維持者が別居している世帯の実費計算書」（大学所定様式4）を確認してください。

※ 上限71万円（万円未満切り上げ）

★ 証明書類 ★（以下2点を提出）

- ・ 「生計維持者が別居している世帯の実費計算書」（大学所定様式4）
- ・ 根拠となる領収書や不動産の貸関係書類等のコピー

⑧ 6ヶ月以上の長期療養を要する人（本人を含む）がいる世帯（万円単位で記入）

★ 証明書必要 ★

申込時現在において6か月以上にわたる期間療養中の人（現時点では6か月に満たないが、6か月以上の療養が見込まれる者を含む）がいる世帯の場合、申込時までの支出金額を基礎として今後の療養見込期間を考慮して算出された年間の支出金額を控除（万円未満切り上げ）の対象とします。

詳しくは、「長期療養費計算書」（大学所定様式5）を確認してください。

★ 証明書類 ★（以下2点を提出）

- ・ 「長期療養費計算書」（大学所定様式5）
- ・ 通院期間が分かるものおよび医療費等の自己負担額が分かる領収書のコピー

■ 特別控除額一覧（続き）

⑨災害または盗難等の被害を受けた世帯（万円単位で記入）

★証明書必要★

申込時から過去1年以内に被害を受けたために支出が増大したり収入が減少したりして（例：それまでの家屋に居住できない場合の賃貸費や生産手段（店舗や農地等）が使用不可となった場合の売上の減少等）、将来長期（2年以上）にわたり著しく困窮状態におかれると認められる場合に限り、将来長期（2年以上）にわたって、支出増または収入減になると認められる年間金額を控除（万円未満切り上げ）。

詳しくは、「災害または盗難等の被害額計算書」（大学所定様式6）を確認してください。

★証明書類★（以下2点を提出）

- ・「災害または盗難等の被害額計算書」（大学所定様式6）
- ・根拠となる証明書等

Step2 : 収入（所得）の確認

「主たる生計維持者」と「その他の生計維持者」の収入（所得）を確認します。「収入（所得）を証明する書類」を確認し、「申込書別紙」（大学所定様式1-2）の「生計維持者の収入状況」に金額を記入してください。なお、該当しない項目については空白にせず、「0円」と記入してください。

★年間所得に関する留意事項★

- ・退職金や保険金（失業給付金を除く）等のように、その年度そのとき限りの性質を持つ収入は、所得金額に含めません。
- ・申請以降に生計維持者の定年等による退職が明らかな場合であっても、通常の給与を受けている場合と同様の扱いとします。
- ・住宅建設やその他の借財による返済金は必要経費として控除することはできません。また、借入金も収入金額に含めません。
- ・売上（収入）金額から必要経費を控除してマイナスとなる場合、「所得金額」は0円として取り扱います。

Step3 : 「B:年間所得」の計算

Step2で求めた「主たる生計維持者」と「その他の生計維持者」の収入（所得）より「B：年間所得」を求めます。
「申込書別紙」（大学所定様式1-2）の「生計維持者の収入状況」に計算結果を記入してください。なお、該当しない項目については空白にせず、「0円」と記入してください。

「①の合計額」＝「給与以外の所得」

「②～⑨の合計額：ア」－「給与所得控除額★：イ」＝「給与所得」

「給与以外の所得」＋「給与所得」＝「B：年間所得」

★給与所得控除額の計算★

「主たる生計維持者の②～⑨の合計額」と、「その他の生計維持者の②～⑨の合計額」を比較して、**多い方に下記の計算式（Ⅰ）を、少ない方に計算式（Ⅱ）を適用し、控除額を求めます。**

※ひとり親世帯の場合は計算式（Ⅰ）を適用

※**収入金額は万円未満を切り捨て。控除額は万円未満を四捨五入して適用します。**

※同一人で2つ以上の収入源があつて、いずれも給与所得の場合は収入金額を合計した後、万円未満を切り捨てて適用します。

■ 給与所得控除額計算式（万円未満を四捨五入して記入）

（Ⅰ）（収入の合計金額が多い方）

②～⑨の合計金額 （年間給与収入）	控除額
268万円未満	②～⑨の合計金額（年間給与収入） と同額
268万円以上400万円以下	②～⑨の合計金額（年間給与収入） $\times 0.2 + 214$ 万円
400万円を越え781万円以下	②～⑨の合計金額（年間給与収入） $\times 0.3 + 174$ 万円
781万円を越える	408万円

（Ⅱ）（収入の合計金額が少ない方）

②～⑨の合計金額（年間給与収入）	控除額
65万円以下	②～⑨の合計金額（年間給与収入） と同額
65万円を越え180万円以下	②～⑨の合計金額（年間給与収入） $\times 0.4$ ※ただし、控除額が65万円未満に なった場合は65万円
180万円を越え360万円以下	②～⑨の合計金額（年間給与収入） $\times 0.3 + 18$ 万円
360万円を越え660万円以下	②～⑨の合計金額（年間給与収入） $\times 0.2 + 54$ 万円
660万円を越え1000万円以下	②～⑨の合計金額（年間給与収入） $\times 0.1 + 120$ 万円
1000万円を越え1500万円以下	②～⑨の合計金額（年間給与収入） $\times 0.05 + 170$ 万円
1500万円を越える	245万円

Step4 : 「C:認定所得金額」の計算

Step3で求めた「B:年間所得」から、Step1で求めた「A:特別控除額」を差し引いた金額が、「C:認定所得金額」です。

$$\text{「B:年間所得」} - \text{「A:特別控除額」} = \text{「C:認定所得金額」}$$

Step5 : 家計基準の判定

「C:認定所得金額」が「D:収入基準額」確認表の金額以下の場合、家計基準を満たします。

「C:認定所得金額」 \leq 「D:収入基準額」であれば判定○

「C:認定所得金額」 $>$ 「D:収入基準額」であれば判定×

■ 「D:第二種奨学金収入基準額」確認表

同一生計の 家族の人数	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人
D:収入基準額	286万円	455万円	527万円	572万円	617万円	650万円	677万円

※8人以上の場合は、1人増す毎に7人の収入基準に27万円を加算する。

お問い合わせ先

甲南大学学生生活支援センター

場 所 : 甲南大学岡本キャンパス iCommons 2階

開室時間 : 平日9時~18時、土曜日9時~13時

TEL : 078-435-2701・2702 (直通)

※お問い合わせは、閉室時刻の30分前までにお願い致します。

※日曜日及び祝日は閉室します。